明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働五）　一

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（同六）　二

〔告　示〕

○適格消費者団体を公示する件（消費者庁二）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務四七）　五

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産二三六）　五

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同二三七）　六

○出願公表後に名称変更がなされた件（同二三八）　六

○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件（同二三九）　七

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八五、八六）　七

○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（同八七）　八

○道路に関する告示の一部を改正する件（北陸地方整備局五）　八

○道路に関する件（中部地方整備局一一、一二）　八

○自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局一六）　八

○道路に関する件（同一七）　八

〔国会事項〕

内閣　法務省　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　一〇

〔叙位・叙勲〕

一〇

〔皇室事項〕

一二

〔官庁報告〕

法　務　一二

公証人任免（法務省）　一二

労　働

中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三〇

会社その他

省　令

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第二項、第三十七条第一項、第四十三条第三項及び第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「生活介護」の下に「、就労継続支援Ａ型」を加える。

第三十四条の二十二中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　就労継続支援Ａ型　第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第百九十一条に次の一項を加える。

3　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。